

10月から
スタート!

国民年金保険料の育児免除制度

今月から、お子さまを養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農業者・フリーランス・学生・無職など)の方を対象に、新たな「**育児免除制度**」が始まります。

お子さまを育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得にかかわらず国民年金保険料の納付が免除されます。

なお、国民年金保険第1号被保険者が出産した場合には、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される「**産前産後免除制度**」があります。

※国民年金に任意加入している方(海外転出など)は、育児免除制度の対象となりません。



育児免除制度のメリット

- ・第1号被保険者であれば、父母ともに対象になります。
- ・すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても届出することで育児免除期間として扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付されます。
- ・育児免除期間は、保険料を納付した期間として老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象の方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでのお子さま(実子・養子)を養育する国民年金第1号被保険者(実父母・養父母)の方で、下記の要件をすべて満たす方。(所得要件はありません)

- (1)お子さまと身分(親子)関係が継続していること (2)お子さまと同一住所であること

免除期間

お子さまが1歳になる誕生日の前月まで

申請手続きに必要な書類等

- ◎基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)
- ◎本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ◎お子さまのマイナンバーが確認できる書類

※ただし、情報連携ができない場合や外国籍の方等は、追加で証明書類が必要です。

マイナポータルから電子申請ができます!

育児免除についても、産前産後免除や申請免除などと同じくマイナポータルから電子申請することができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページおよびマイナポータルをご覧ください。

※町役場の住民環境課(国民年金窓口)や郵送でも手続きできます。

電子申請
(マイナポータル)日本年金機構
特設ページ

《 お問い合わせ | 住民環境課(年金担当) | ☎098-998-2443 》

7月23日 福祉活動の連携を再確認



八重瀬町社会福祉協議会は、各団体の連携強化を図るため、**区長会・支え合い委員会合同連絡会**を開催しました。

前半に県社協から社会福祉協議会の役割、町社協から支え合い委員会の役割について説明があり、その中で地域レベルの福祉活動目標・活動で字当銘の小地域福祉活動計画の紹介がありました。

後半のワークショップでは、各自治会の公民館の活用方法・見守り活動などを共有しあい、新しい視点を発見する有意義な機会となりました。

9月15日 長寿祝う敬老会・笑顔広がる



八重瀬町中央公民館具志頭分館で**八重瀬町敬老会**が開催され、長寿をお祝いしました。

八重瀬町文化協会による舞踊、ぐしかみこども園の園児たちのダンスや志多伯獅子舞の演舞、ゲストに民謡歌手の元ちゃん(前川守賢さん)が登場し会場は大盛況となりました。また、今回は町制施行20周年を記念して、過去の広報記事や地域行事の写真が掲示され、昔を懐かしむ来場者の姿が見られました。



7月15日 県退職公務員連盟、八重瀬支部総会と寿祝



沖縄県退職公務員連盟八重瀬支部(とうばる しげお 桃原茂夫会長)は定期総会と、会員の伊元正一さん(いもと しょういち)85歳生年祝いを行いました。

同会は、国・県・警察職員・教職員OBで構成され、地域づくりや青少年健全育成などを目的に活動しており、これまで町内の小中学校へ草花の寄贈や南の駅やえせでテッポウユリの展示を行ってきました。今年は、主に町内の公共施設や通学路の環境美化活動や学校への草花提供を予定しています。

7月28日 沖縄予選制し全国切符



6月に行われた**第57回日本少年野球選手権沖縄予選大会**にて、**八重瀬ボーイズ**が見事優勝し、新垣町長と玉榮教育長を表敬訪問しました。

キャプテンのあらかき ゆうき新垣佑樹さんは「3年生にとっては最後の大会なので悔いのないよう頑張って結果を残したいです」と全国大会への意気込みを語りました。

八重瀬ボーイズは今回の優勝で全国大会へ派遣が決まり、8月に大会出場しました。